

令和6年第3回

各務原市議会定例会議案

令和6年8月29日

目 次

認第 1 号	令和 5 年度各務原市一般会計決算の認定について	1 頁
認第 2 号	令和 5 年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	2 頁
認第 3 号	令和 5 年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について	3 頁
認第 4 号	令和 5 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	4 頁
認第 5 号	令和 5 年度各務原市水道事業会計決算の認定について	5 頁
認第 6 号	令和 5 年度各務原市下水道事業会計決算の認定について	6 頁
議第 7 1 号	令和 6 年度各務原市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議第 7 2 号	令和 6 年度各務原市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議第 7 3 号	令和 6 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 7 4 号	令和 6 年度各務原市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 7 5 号	各務原市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例について	7 頁
議第 7 6 号	各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	1 5 頁
議第 7 7 号	各務原市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	1 7 頁
議第 7 8 号	各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	1 9 頁
議第 7 9 号	各務原市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について	2 1 頁
議第 8 0 号	各務原市岐阜中流用水使用料徴収条例の一部を改正する条例について	2 3 頁
議第 8 1 号	各務原市立学校設置条例の一部を改正する条例について	2 5 頁
議第 8 2 号	各務原市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について	2 7 頁
議第 8 3 号	各務原市都市景観条例の一部を改正する条例について	2 9 頁
議第 8 4 号	各務原市緑の条例の一部を改正する条例について	3 1 頁
議第 8 5 号	各務原市総合計画基本計画について	3 3 頁

議第 8 6 号	工事請負契約の締結について（産業文化センター屋上防水・外壁改修等工事）	3 4 頁
議第 8 7 号	工事請負契約の締結について（大塚山緑地法対策工事）	3 6 頁
議第 8 8 号	工事委託協定の締結について（高山本線各務ヶ原・鶉沼間 1 4 k 0 9 5 m 付近各務ヶ原道踏切道拡幅工事）	3 8 頁
議第 8 9 号	財産の取得について（高規格救急自動車（北分署））	4 0 頁
議第 9 0 号	令和 5 年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	4 2 頁
議第 9 1 号	市道路線の認定について（市道鶉 1 4 2 7 号線）	4 3 頁
議第 9 2 号	市道路線の廃止及び認定について（市道那 1 6 8 号線）	4 5 頁
議第 9 3 号	市道路線の廃止について（市道鶉 7 2 0 号線）	4 8 頁
議第 9 4 号	各務原市固定資産評価員の選任について	5 0 頁
議第 9 5 号	各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について	5 2 頁
議第 9 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について	5 4 頁
議第 9 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について	5 6 頁
議第 9 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について	5 8 頁

認第1号

令和5年度各務原市一般会計決算の認定について

令和5年度各務原市一般会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

認第2号

令和5年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和5年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

認第3号

令和5年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和5年度各務原市介護保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

認第4号

令和5年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

令和5年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

認第5号

令和5年度各務原市水道事業会計決算の認定について

令和5年度各務原市水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

認第6号

令和5年度各務原市下水道事業会計決算の認定について

令和5年度各務原市下水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

議第75号

各務原市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例について

各務原市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例を次のように定めるものとする。

令和6年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

ハラスメントの防止等のための措置に関し必要な事項を定め、市長等及び職員がハラスメントを理解し、人格及び尊厳を尊重し、快適に働くことができる良好な勤務環境を確立するため、この条例を定めようとする。

各務原市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、市長等及び職員がハラスメントを理解し、人格及び尊厳を尊重し、快適に働くことができる良好な勤務環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長及び教育長並びに各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第26号）第1条に規定する特別職の職員（第7条において「非常勤特別職職員」という。）をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員で本市に勤務するものをいう。
- (3) ハラスメント パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他誹謗、中傷、事実^{ひぼう}に反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって相手方の人格若しくは尊厳又は勤務環境（議員活動を行う上での環境を含む。以下この条において同じ。）を害するものをいう。
- (4) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務（議員活動を含む。）上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は相手方の人格若しくは尊厳若しくは勤務環境を害するものをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (6) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 次に掲げるものをいう。
 - ア 次に掲げる事由に関する言動により相手方の勤務環境が害されること。
 - (ア) 妊娠したこと。
 - (イ) 出産したこと。
 - (ウ) 妊娠又は出産に起因する症状により勤務すること（議員活動を行うことを含む。）ができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと。
 - (エ) 不妊治療を受けること。

イ 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により相手方の勤務環境が害されること。

(7) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であつて、本市の各機関を役務の提供先とするものをいう。

（市長等の責務）

第3条 市長は、職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境を確保するため、職員に対しハラスメントの防止に関する研修等の周知啓発を行い、ハラスメントに係る事案（以下「事案」という。）の相談、調査、審議等に関する体制を整備するとともに、ハラスメントに起因して職員の人格若しくは尊厳若しくは勤務環境が害され、又は職員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 副市長は、市長を補佐し、前項に規定する措置等をともに実施しなければならない。

3 教育長は、教育行政の運営において、この条例の目的を実現するよう、その職務を遂行しなければならない。

（管理監督者の責務）

第4条 管理監督者（地方公務員法第28条の2第1項に規定する管理監督職にある職員その他の職員を監督する立場にある職員をいう。以下この条において同じ。）は、職員の育成及び能力開発が責務であることに留意するとともに、職場におけるハラスメントの防止に努めなければならない。

2 管理監督者は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

3 管理監督者は、ハラスメントの相談及び苦情の申出、調査への協力その他のハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

（職員の責務）

第5条 職員は、他の職員を職務遂行上の対等なパートナーとして認め、互いの人権を尊重しなければならない。

（ハラスメントの禁止等）

第6条 市長等及び職員は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つける人

権侵害に当たることを理解し、ハラスメントを行ってはならない。

2 市長等及び職員は、ハラスメントに起因する問題の解決のため、必要な調査等に誠実に協力しなければならない。

(相談等の申出)

第7条 市長等、職員若しくは議員からのハラスメントを受けた職員（非常勤特別職員を含む。以下この条において同じ。）若しくは派遣労働者又は当該ハラスメントを目撃し、若しくは把握した職員若しくは派遣労働者は、次条第1項の相談員又は第10条第1項の委員会に対し、当該ハラスメントの相談及び苦情を申し出ること（以下「申出」という。）ができる。

(ハラスメント相談員)

第8条 申出に対応するための窓口として、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 申出を受けること。

(2) 事実確認等の調査を行い、事案の当事者その他事案の関係者（以下「当事者等」という。）に対し適切な指導及び助言、必要なあっせん等を行うこと。ただし、ハラスメントを行ったとされる者が次に掲げる者である場合には、それぞれ次に定める職務を行うものとする。

ア 市長等 第10条第1項の委員会に事実確認等の調査を依頼すること。

イ 議員 当該申出について市長に報告すること。

3 相談員は、職員のうちから市長が任命する。

4 相談員は、事実確認等の調査に当たり、事情の聴取、書類、物件その他の証拠の提出等を当事者等に対して求めることができる。

5 相談員は、ハラスメントを行ったとされる者が職員である事案について、事案の内容、調査の結果等から判断し、問題の解決を図ることが困難と認められるときは、当該事案に係る処理を第10条第1項の委員会に依頼することができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、相談員の職務及び任命に関し必要な事項は、規則で定める。

(処理の依頼等)

第9条 市長は、前条第2項第2号イ又は次条第2項第2号イの規定による報告を受けたときは、当該事案に係る処理を議長に依頼するものとする。

2 市長は、議員が市長等又は職員からハラスメントを受けたとされる事案について、議長から処理の依頼があったときは、事実確認等の調査その他の必要な措置を行うものとし、当該事案に係る処理が完了したときは、その処理の内容等を議長に報告しなければならない。

(ハラスメント処理委員会)

第10条 申出に対する事実確認等の調査を行い、事案の適切な処理及び解決について審議するため、各務原市ハラスメント処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 申出を受けること。

(2) 事実確認等の調査を行い、ハラスメントの事実認定及び問題解決のための必要な措置について審査し、当事者等に対し適切な指導及び助言、必要なあっせん等を行うこと。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める事務を行うものとする。

ア ハラスメントを行ったとされる者が市長等である場合又は前条第2項の規定による依頼があった場合 事実確認等の調査を行い、調査の結果を市長に報告すること。

イ ハラスメントを行ったとされる者が議員である場合 当該申出について市長に報告すること。

3 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員会の委員は、職員のうちから市長が任命する。

5 第2項第2号ア又はイに規定する場合において市長が特に必要と認めるときは、委員会の委員2人に代えて臨時に委員2人を置くことができる。

6 前項に規定する臨時の委員は、ハラスメントに関する識見を有する者の中から市長が委嘱する。

7 第8条第4項の規定は、委員会が行う事実確認等の調査について準用する。

8 委員会は、ハラスメントを行ったとされる者が職員である事案について、その処理が特に困難なものと認められるときは、市長にその旨を報告するものとする。

9 第2項から前項までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(意見聴取)

第11条 市長は、前条第2項第2号ア又は第8項の規定による報告を受けたときは、当該事案の処理について次条第1項の審査会の意見を聴かなければならない。

(ハラスメント審査会)

第12条 ハラスメントを行ったとされる者が市長等である事案等の適切な処理及び解決について審議するため、各務原市ハラスメント審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を行い、その結果を答申するものとする。

(1) 必要に応じて事実確認等の調査を行うこと。

(2) ハラスメントの事実認定及び問題解決のための必要な措置について審査すること。

(3) その他申出等の処理に関し必要な事項を調査審議すること。

3 審査会は、委員3人以内をもって組織する。

4 審査会の委員は、ハラスメントに関する識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 市長は、審査会の委員が議事に係る事案について直接の利害関係を有するときは、当該委員に代えて臨時に委員を置くことができる。

7 前項に規定する臨時の委員は、ハラスメントに関する識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

8 第8条第4項の規定は、審査会が行う事実確認等の調査について準用する。

9 第2項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(対応措置)

第13条 市長は、公正な事実確認等の調査によりハラスメントの事実が確認された場合は、懲戒処分等の人事上の措置その他の問題解決のための必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、当該ハラスメントが市長等によるものであるときは、前条第2項の規定による答申を踏まえて、当該ハラスメントを行った者の氏名、事案の内容及び問題解決のため講ずる措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

(プライバシーの保護及び秘密の保持)

第14条 相談員、委員会及び審査会の委員その他事案に関する業務に携わる職員は、当事者等のプライバシーに十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第15条 市長等及び職員は、ハラスメントに関する相談等を申し出たことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(事業者等からの要請に係る措置)

第16条 市長は、市長等又は職員からハラスメントを受けたとされる事案について、派遣労働者を雇用する事業者、市と業務委託契約その他の契約を締結している事業者その他の市が行う事業に関係する事業者等から必要な協力を求められた場合は、この条例の規定に準じた措置を行うよう努めるものとする。

(職務の代理)

第17条 ハラスメントを行ったとされる者が市長である事案においては、この条例の規定による権限の行使は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定に準じて副市長等がその職務を代理する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

災害弔慰金等支給 審査委員会	委員	日額	16,000円	旅費条例に規定する8級の職務にある者の旅費額に相当する額
-------------------	----	----	---------	------------------------------

を

」

ハラスメント処理委員会	委員	日額	16,000円	旅費条例に規定する8級の職務にある者の旅費額に相当する額
ハラスメント審査会	委員	日額	16,000円	
災害弔慰金等支給審査委員会	委員	日額	16,000円	

改める。

議第76号

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

国民健康保険法の一部改正等に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

各務原市国民健康保険条例（昭和38年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「6箇月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

第26条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第23条第1項の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議第 77 号

各務原市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

福祉医療費助成の対象を拡大する等のため、この条例を定めようとする。

各務原市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

各務原市福祉医療費助成に関する条例（昭和50年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「15歳」を「18歳」に改め、同項第3号ア中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に改め、同項第4号ア中「同条第8項」を「同条第7項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第2条第1項第3号ア及び第4号アの改正規定 令和6年11月1日
 - (3) 第2条第1項第1号の改正規定及び次項の規定 令和7年4月1日
- 2 前項第3号に掲げる規定による改正後の各務原市福祉医療費助成に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の療養の給付等に係る助成及び支給について適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。
- 3 新条例の施行に関し必要な準備行為は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

議第78号

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年8月29日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

生活保護法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項並びに別表第2の1の項及び9の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第79号

各務原市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

農地利用最適化推進委員の定数を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例

各務原市農業委員会に関する条例（昭和39年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「16人」を「15人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月27日から施行する。

議第 80 号

各務原市岐阜中流用水使用料徴収条例の一部を改正する条例について

各務原市岐阜中流用水使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

岐阜中流用水使用料の納付義務者の範囲を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市岐阜中流用水使用料徴収条例の一部を改正する条例

各務原市岐阜中流用水使用料徴収条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「農用地」の次に「(相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）の規定により所有権が国庫に帰属しているものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 1 号

各務原市立学校設置条例の一部を改正する条例について

各務原市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 9 日 提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

各務原特別支援学校の名称及び位置を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市立学校設置条例の一部を改正する条例

各務原市立学校設置条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表各務原市立各務原特別支援学校の項を次のように改める。

各務原市立かかみがはら支援学校	各務原市鶴沼羽場町2丁目3番地1
-----------------	------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 8 2 号

各務原市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について

各務原市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

かかみがはら支援学校の体育施設を開放する等のため、この条例を定めようとする。

各務原市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例

第1条 各務原市立学校体育施設開放条例（平成17年条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表各務原特別支援学校の部を削り、同表備考中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 体育館において空調設備を使用する場合は、その使用料として、使用区分が全面の場合にあっては1時間につき2,000円を、使用区分が半面の場合にあっては1時間につき1,000円を納付しなければならない。

第2条 各務原市立学校体育施設開放条例の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

かかみがはら支援学校	屋外運動場	1時間	500円
	体育館	全面1時間	500円
		半面1時間	250円

別表備考第2項中「団体が」の次に「屋外運動場、」を加える。

附 則

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 附則第3項及び第4項の規定 公布の日
 - 第1条及び次項の規定 令和7年4月1日
 - 第2条の規定 令和7年6月1日
- 第1条の規定による改正後の別表の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 第1条の規定による改正後の別表備考第5項に規定する空調設備の使用に関し必要な手続その他の行為は、同条の規定の施行の日前においても行うことができる。
- 第2条の規定による改正後の別表に規定するかかみがはら支援学校の施設に係る使用の許可及びこれに関し必要な行為は、同条の規定の施行の日前においても行うことができる。

議第 83 号

各務原市都市景観条例の一部を改正する条例について

各務原市都市景観条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

景観審議会委員の定数を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市都市景観条例の一部を改正する条例

各務原市都市景観条例（平成18年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「15人」を「13人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第84号

各務原市緑の条例の一部を改正する条例について

各務原市緑の条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

緑審議会委員の定数を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市緑の条例の一部を改正する条例

各務原市緑の条例（平成13年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「12人」を「10人」に改める。

第6条第3項を次のように改める。

- 3 緑の基本計画には、都市緑地法第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、公布の日又は都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議第 85 号

各務原市総合計画基本計画について

各務原市総合計画策定条例（平成 25 年条例第 41 号）第 5 条の規定により、別冊のとおり各務原市総合計画基本計画を定めるものとする。

令和 6 年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第 86 号

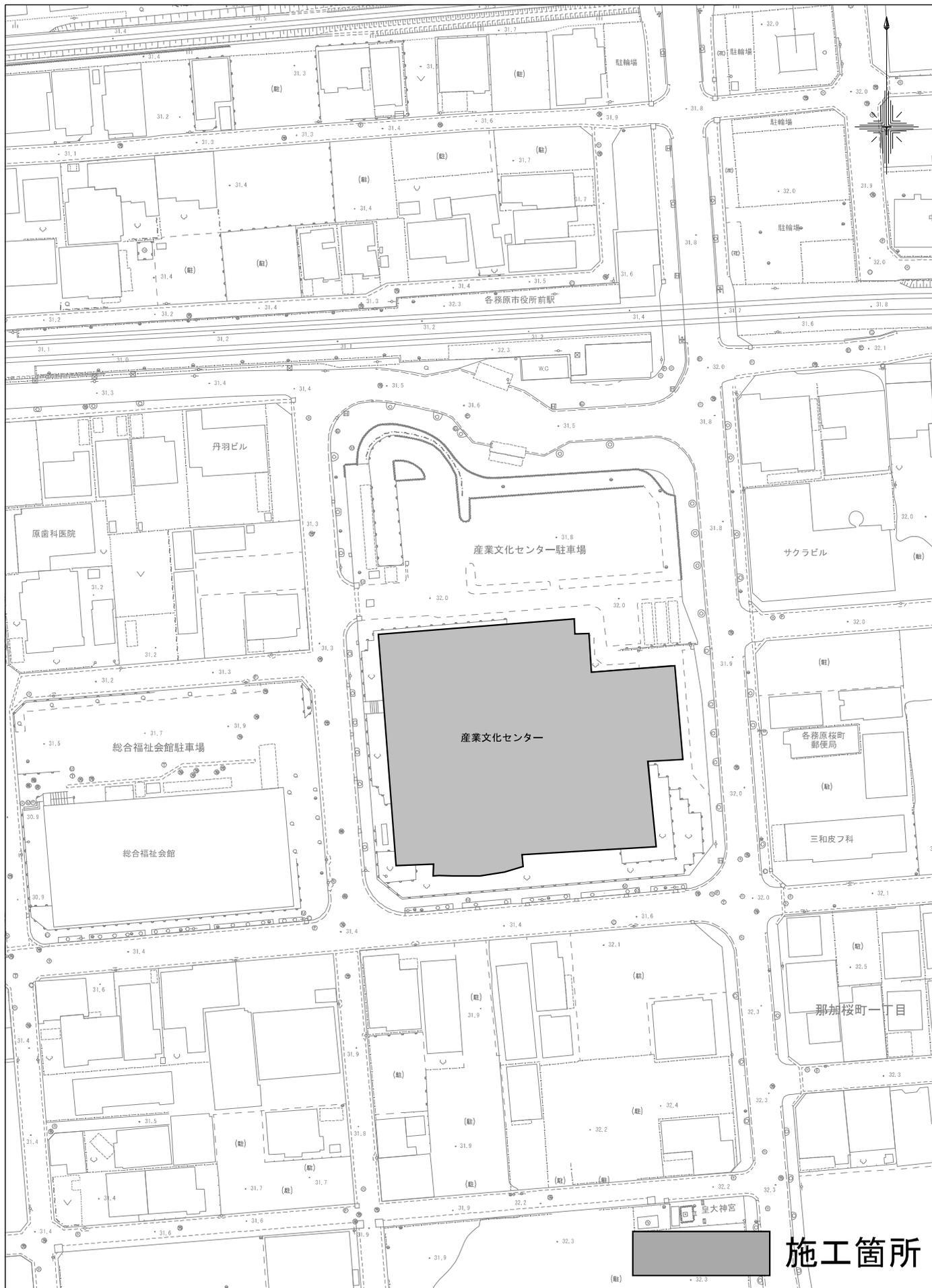
工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 産業文化センター屋上防水・外壁改修等工事 |
| 2 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 233,640,000円 |
| 4 契約の相手方 | 各務原市神置町3丁目5番地
協和・大竹特定建設工事共同企業体
代表者 各務原市神置町3丁目5番地
協和建設株式会社
代表取締役 堀 英 哲
構成員 各務原市鵜沼南町7丁目173番地
株式会社大竹建設工業所
代表取締役 大 竹 恭 一 |



議第 87 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

- 1 契約の目的 大塚山緑地法対策工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 500,500,000円
- 4 契約の相手方 加茂郡白川町三川1270番地
丸ス産業・地建防災・扇屋特定建設工事共同企業体
代表者 加茂郡白川町三川1270番地
丸ス産業株式会社
代表取締役 藤井 紳二
構成員 各務原市鵜沼宝積寺町4丁目7番地
株式会社地建防災
代表取締役 成田 聡
構成員 各務原市蘇原野口町2丁目8番地
株式会社扇屋
代表取締役 河野 春男



議第 88 号

工事委託協定の締結について

次のとおり工事委託協定を締結するものとする。

令和 6 年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

- 1 協定の目的 高山本線各務ヶ原・鵜沼間 1.4 k 0.95 m 付近各務ヶ原道踏切
道拡幅工事
- 2 協定の金額 194,111,500 円
- 3 協定の相手方 愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目 3 番 4 号
東海旅客鉄道株式会社
東海鉄道事業本部長 新田 雅 巳



議第 89 号

財産の取得について

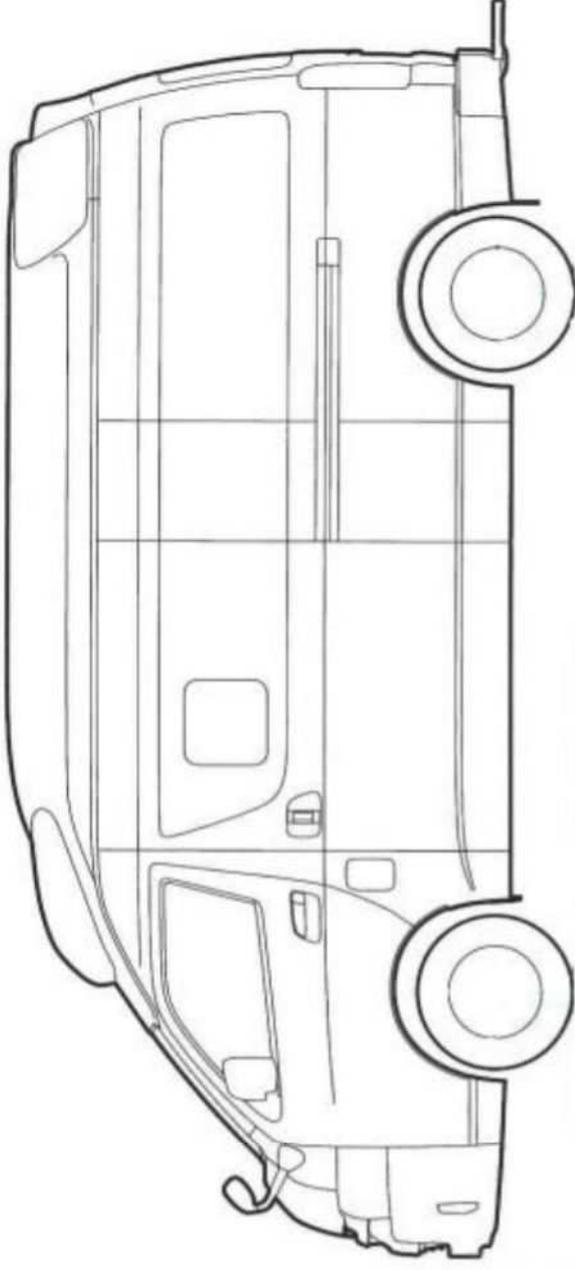
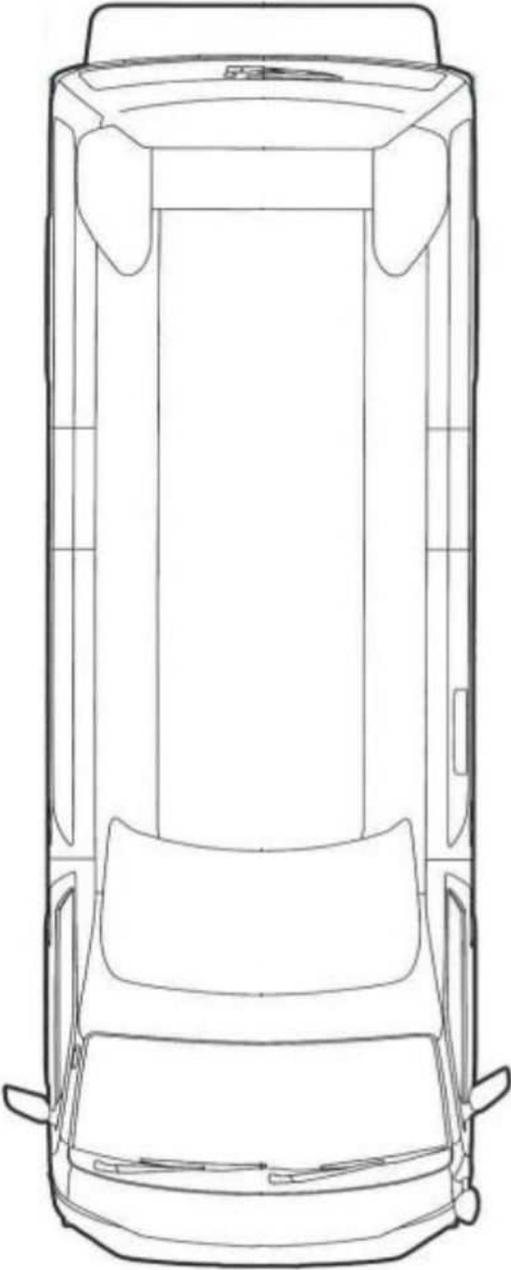
次のとおり財産を取得するものとする。

令和 6 年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

- 1 取得する物件 高規格救急自動車（北分署）
- 2 取得の方法 一般競争入札
- 3 取得の価格 35,239,960円
- 4 取得の相手方 各務原市鵜沼各務原町1丁目14番地1
岐阜トヨタ自動車株式会社 各務原店
店長 酒井 貴 明

資料



議第90号

令和5年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金649,755,698円のうち、170,000,000円を資本金に組み入れ、190,000,000円を減債積立金に、270,000,000円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和6年8月29日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第 9 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

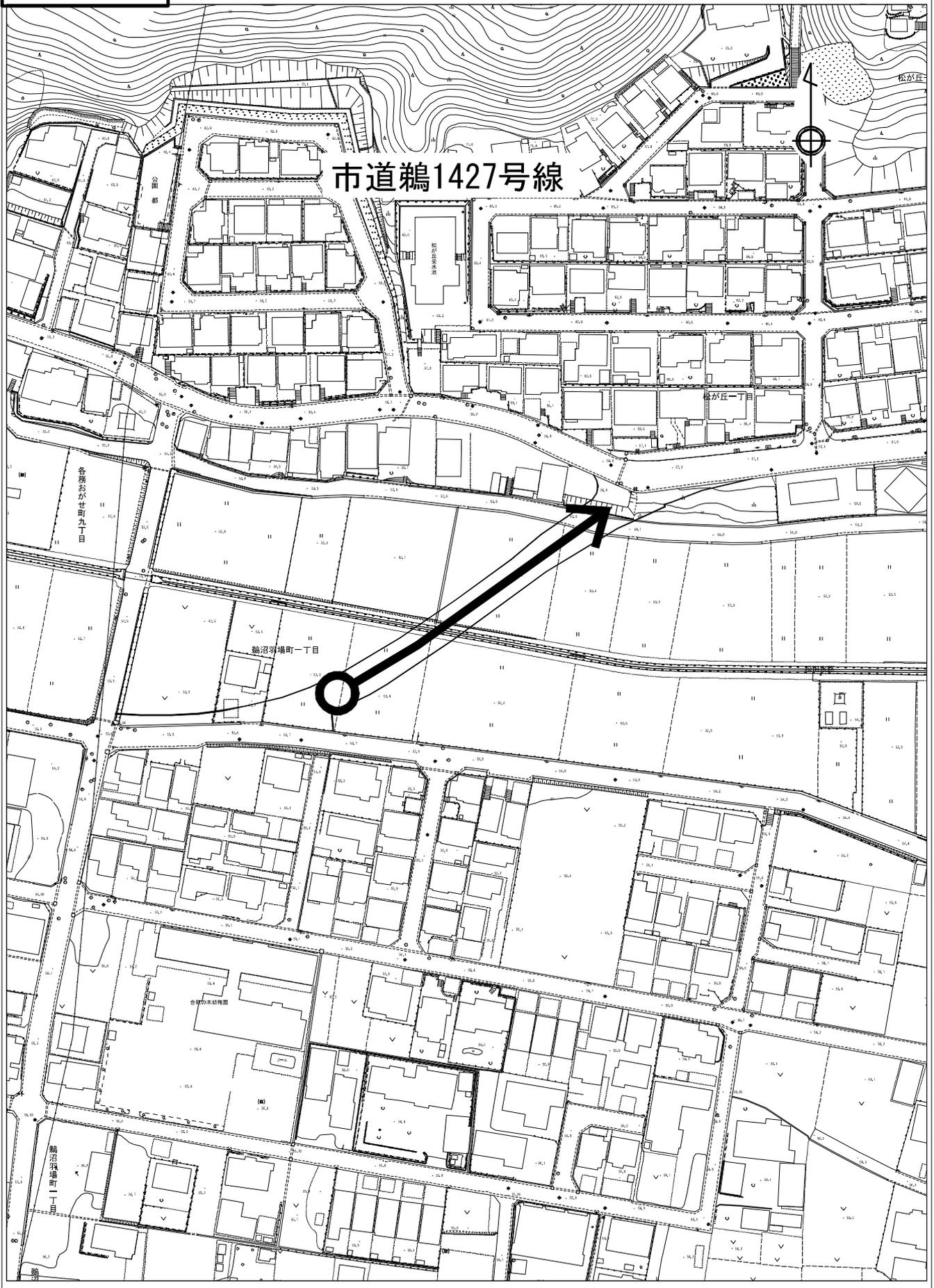
令和 6 年 8 月 2 9 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

道路改良事業により新たに設置する道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 4 2 7 号線	各務原市鵜沼羽場町 1 丁目 3 6 番	地先から
	各務原市鵜沼羽場町 1 丁目 1 4 番 1	地先まで



議第92号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和6年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

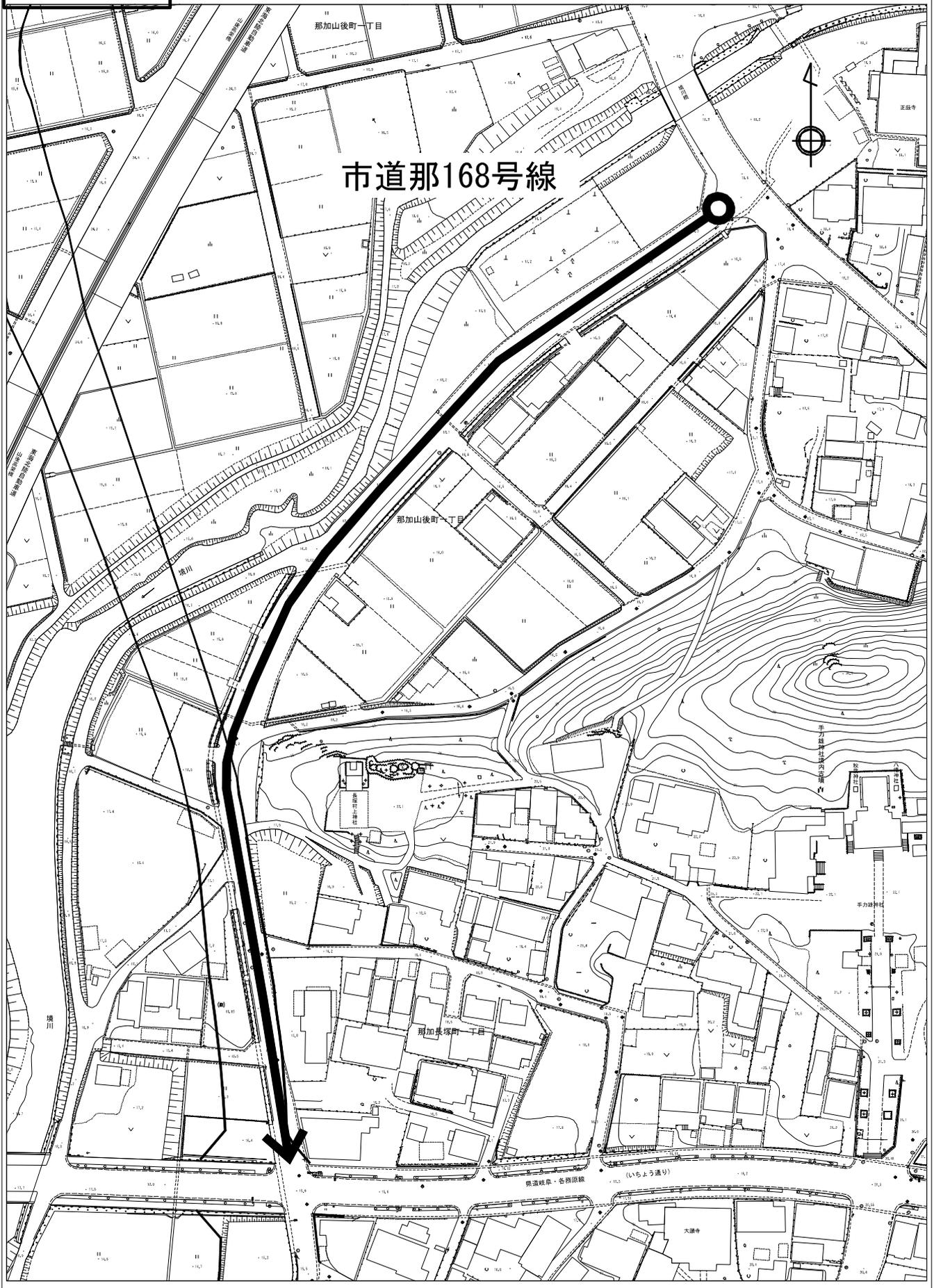
都市計画道路日野岩地大野線道路整備事業に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

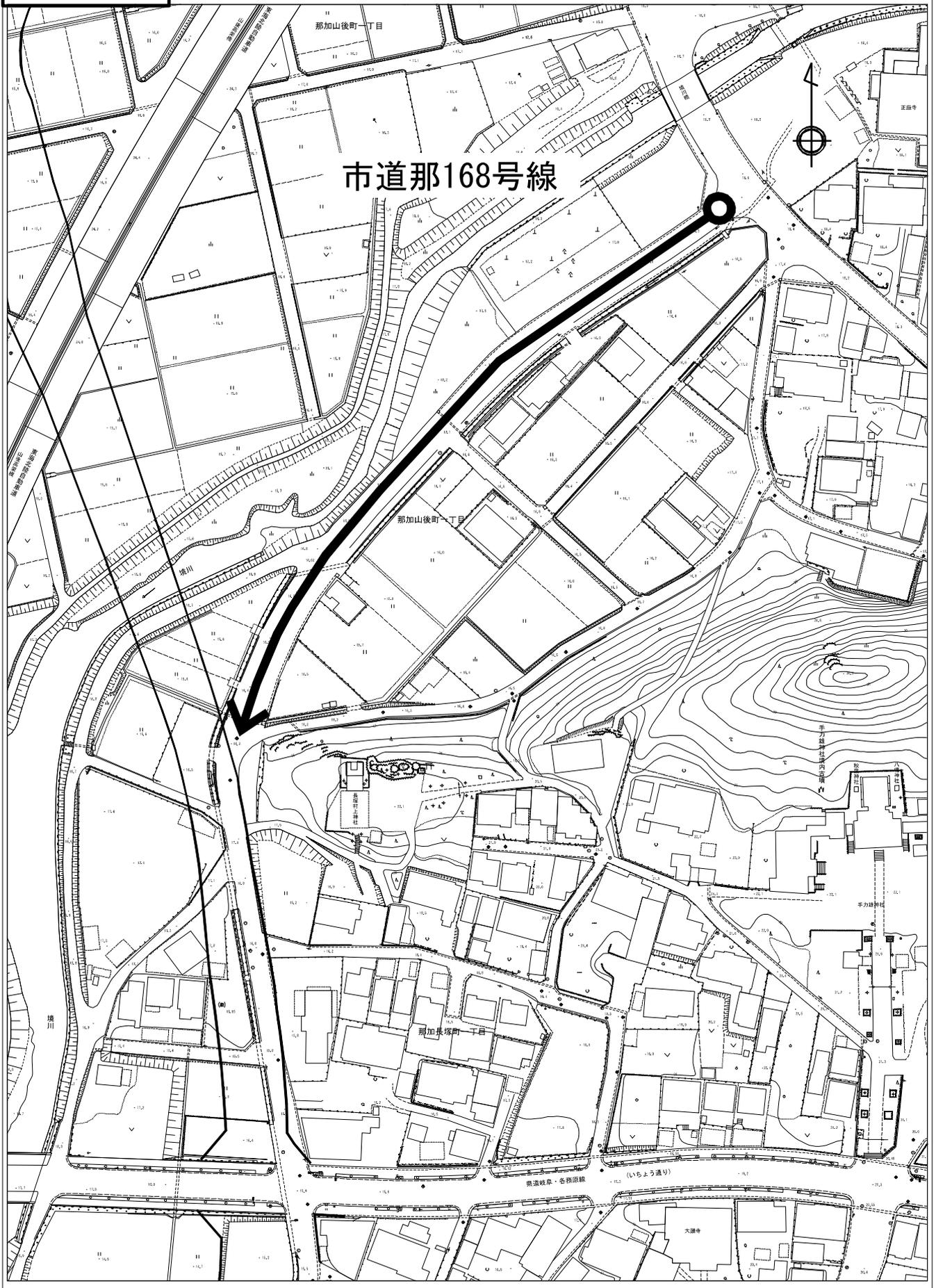
1 廃止路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 那168号線	各務原市那加山後町1丁目24番1	地先から
	各務原市那加長塚町1丁目145番	地先まで

2 認定路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 那168号線	各務原市那加山後町1丁目24番1	地先から
	各務原市那加長塚町1丁目64番1	地先まで





議第 93 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止するものとする。

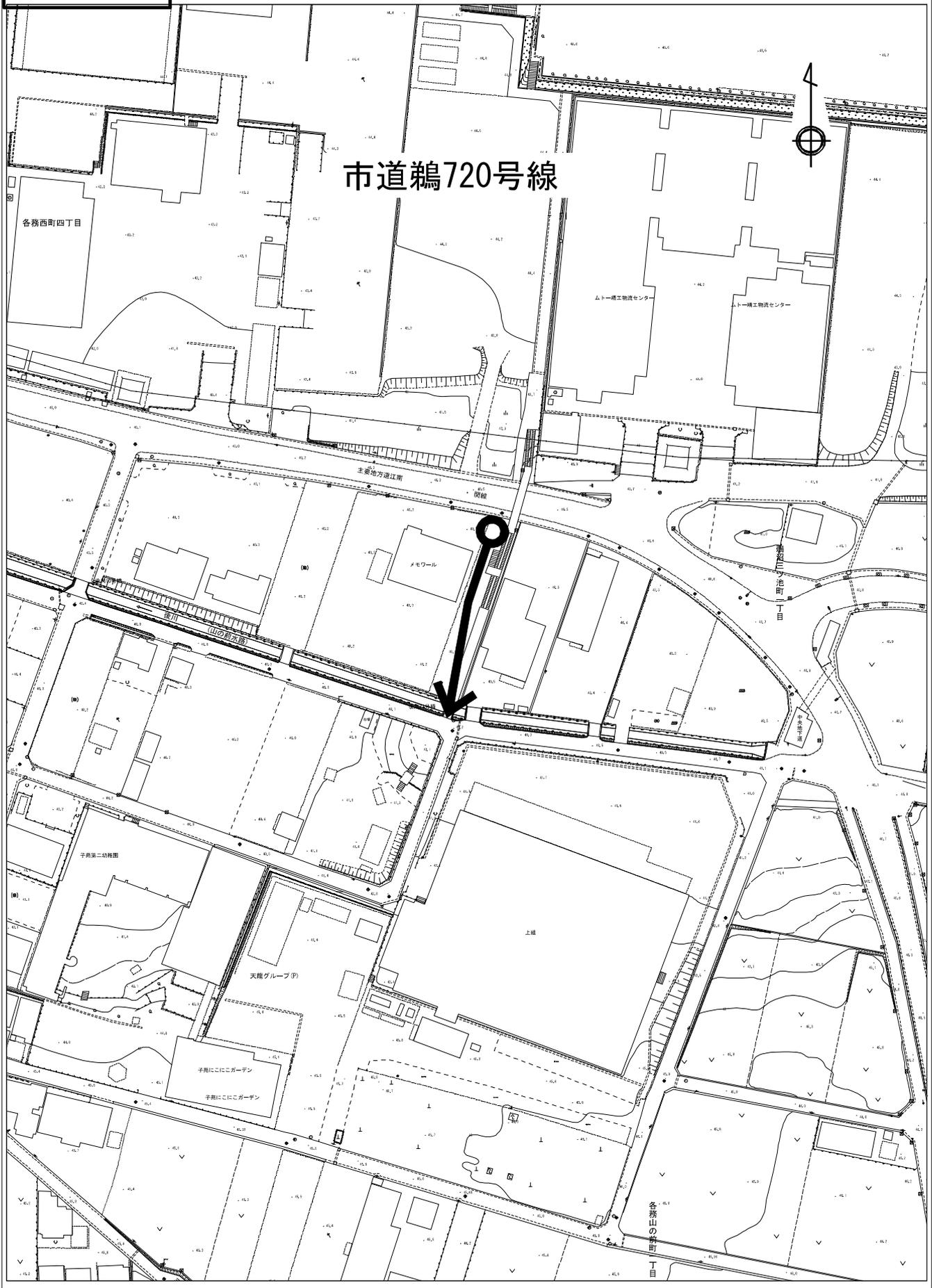
令和 6 年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

鵜沼三ツ池歩道橋更新事業に伴い、市道を廃止しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 720 号線	各務原市鵜沼三ツ池町 1 丁目 3 2 番 1	地先から
	各務原市鵜沼三ツ池町 1 丁目 3 2 番 1	地先まで



議第94号

各務原市固定資産評価員の選任について

各務原市固定資産評価員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和6年8月29日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森※※※※

氏 名 嶽 翁 輔

生年月日 昭和47年※※月※※日

提案理由

各務原市固定資産評価員飯沼利行氏から辞任の申出があったため、その後任に嶽翁輔氏を選任しようとする。

議第96号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年8月29日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市新鵜沼台※※※※※※※※※

氏 名 長 谷 川 繁

生年月日 昭和24年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員長谷川繁氏の任期が12月31日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

議第 97 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市川島河田町※※※※※※※※

氏 名 岩 田 親 典

生年月日 昭和 30 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員岩田親典氏の任期が 12 月 31 日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

議第98号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年8月29日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市前渡東町※※※※※※※※※

氏 名 村 上 鐘 治

生年月日 昭和25年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員村上鐘治氏の任期が12月31日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

